

平成30年5月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成30年5月30日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成30年5月臨時会

日 時 平成30年5月30日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 充	2 番 小 林 洋 子
3 番 さとう悦子	4 番 山 岸 真 知 子
5 番 根 岸 聡 彦	6 番 関 田 貢
7 番 中 野 志 乃 夫	8 番 森 田 真 一
9 番 内 野 直 樹	1 0 番 石 黒 照 久
1 1 番 鈴 木 明	1 2 番 比 留 間 朝 幸

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 伊 藤 俊 哉
会 計 管 理 者 小 松 耕 輔	事 務 局 長 村 上 哲 弥
総 務 課 長 谷 川 知 治	業 務 課 長 利 光 良 平
計 画 課 長 伊 藤 智	参 事 (施 設 整 備) 片 山 敬
参 事 (施 設 更 新) 小 暮 与 志 夫	総 務 課 長 補 佐 藤 野 信 一

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任
- 第5 議案第6号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 第6 議案第7号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関
する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつ
いて

午後 2 時 0 0 分 開議

○議長【関田貢】 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、開議時間を午後 2 時といたしましたので、ご了承願います。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会 5 月臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第 1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により、議長から指名申し上げます。

1 番 佐藤充議員

5 番 根岸聡彦議員

9 番 内野直樹議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長【関田貢】 日程第3、「諸報告」を行います。

諸報告につきましては、本年2月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果でございます、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任

○議長【関田貢】 日程第4、「小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任」を行います。

副管理者でありました武蔵村山市長藤野勝氏が、去る5月29日、任期を満了され、現在、副管理者1名が欠員となっております。

副管理者につきましては、組合同規約第8条第1項により、2名を置くことになっております。また、同条第3項の規定により、組合議会において、組織市の市長のうちから選任することになっております。

今回は、藤野勝前副管理者の任期満了に伴う副管理者の選任でございますので、この際、引き続き武蔵村山市長に就任されました藤野勝氏を、現在1名欠員となっております副管理者に選任いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 異議なしと認め、よって、小平・村山・大和衛生組合副管理者に、武蔵村山市長藤野勝氏を選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 3 分 休憩

午後 2 時 0 4 分 再開

○議長【関田貢】 休憩を閉じて、再開いたします。

それでは、引き続き副管理者になられました武蔵村山市長藤野勝氏から、ご挨拶をいただきます。

○副管理者【藤野勝】 ただいまご紹介をいただきました、武蔵村山市長の藤野勝でございます。

このたびは副管理者に選任を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。職責の重さを感じているところであります。

今後、管理者を補佐し、この組合のために一生懸命努力してまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長【関田貢】 どうもありがとうございました。

日程第 5 議案第 6 号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第 5、議案第 6 号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、こんにちは。ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご承認をいただくために提案するものでございます。

公務員給与と地域における民間の給与水準との均衡を図るため、民間における給与水準等を反映した、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえた給与の改定等、組合が準拠しております小平市と同様の改正をしたものでございます。

初めに、職員の給与改定でございます。改正の内容でございますが、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。平成30年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を4.40月から4.50月としたものでございます。

なお、平成29年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を、0.10月分引き上げたものでございます。

また、再任用職員につきましても、同様に平成30年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を2.30月から2.35月とし、平成29年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げたものでございます。

次に、昇給制度の見直しでございます。改正の内容でございますが、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、国及び東京都に準じて、55歳を超える職員につきましては、昇給しないことを標準とするものでございます。

施行期日につきましては、勤勉手当の支給月数の改定は公布の日を、昇給制

度の見直しは本年4月1日としております。

以上が本案の内容でございます。

なお、小平市におきましては、平成30年3月定例会で同様の改正を行い、3月中に施行しているところでございますが、組合においても3月31日までに施行する必要があったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

また、改正の内容につきましては職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番【さとう悦子】 ご説明ありがとうございます。勤勉手当の分の引き上げがあったというところですけども、小村大での影響額がどのぐらいになるのかというのを、今年度分でいいんですけども、教えていただければと思います。

○総務課長【谷川知治】 給与改定の影響額でございますが、平成29年度分の実支給額といたしまして、3月30日に勤勉手当の差額分として0.1月分を支給したところでございますが、支給額については88万円ほどでございました。ほか、共済組合の負担金として15万円ほどを支出しております。

以上でございます。

○3番【さとう悦子】 ありがとうございます。

○議長【関田貢】 いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第6号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」、本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第7号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第6、議案第7号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第7号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました「小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご承認をいただくために

提案するものでございます。

公民較差の解消を図るため、東京都に準じた職員の退職手当の支給水準の引き下げを行うものとして、組合が準拠しております小平市と同様の改正をしたものでございます。

改正の内容でございますが、第1点目として、退職手当の基本額につきまして、勤続期間に応じた支給割合を見直し、支給率の上限を45月から43月に引き下げたものでございます。

第2点目として、退職手当の調整額につきまして、調整額点数1点当たりの単価を1,075円から1,100円に引き上げたものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日としております。

以上が本案の内容でございます。

なお、小平市におきましては、平成30年3月定例会で同様の改正を行い、4月1日に施行しているところでございますが、組合においても4月1日に施行する必要があったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

また、改正の内容につきましては、職員全員に説明をし、了承を得ているところでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

○8番【森田真一】 改正の理由が都人勸に基づいてということなので、基本的には議案には賛成すべきものと考えた上で、一応何うんですけれども、当該職員さんはもちろんのことですけれども、小平の職員組合の皆さんなんかとは、この内容については話し合いなんかもされて、すり合わせをされていることと思うんですけれども、他の2市の職員組合の皆さんなんかからは、何かご意見

を聞いたりとか、そういうような機会というのは、この件についてはあったんでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 小平市についてもそうですが、東大和市、武蔵村山市の職員組合に対して、直接ご意見を伺うという機会は持ってございません。組合の職員と、現在、派遣されている職員に対して、説明を行ったというところでございます。

以上でございます。

○8番【森田真一】 わかりました。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第6、議案第7号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」、本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 1 6 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 佐 藤 充

小平・村山・大和衛生組合議会議員 根 岸 聡 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 内 野 直 樹